

川越市初雁公園基本設計業務委託に係る  
公募型プロポーザル実施要領

川越市 公園整備課

令和元年5月

## 1 業務の目的

本業務については、平成31年3月策定の川越市初雁公園基本計画に基づき、市制施行100周年（令和4年）までを目途とし、川越城本丸御殿周辺箇所について、広場の整備や塀、門、土塁の復元等を行い、本丸御殿の風格を高めるよう整備を行うため、実施するものである。

## 2 業務の概要

上記目的のため、以下の業務を実施します。

### (1) 業務名称

川越市初雁公園基本設計業務委託

### (2) 業務内容

別紙「川越市初雁公園基本設計業務委託特記仕様書」のとおりです。  
なお、上記仕様書は、本プロポーザルの企画提案の内容を踏まえ、契約事業者及び市の双方の合意の下、一部変更することができるものとします。

### (3) 履行期間

契約の日から令和2年3月27日（金）まで。

ただし、履行期限前に納品の必要がある成果物については各仕様書に定めます。また、その他必要な場合においては別途定めます。

### (4) 事業費限度額

9,000,000 円（消費税額及び地方消費税額含む。）

（本業務の契約締結に係る上限額であり、予定価格については、この範囲で別途算定する。）

## 3 担当課

川越市 都市計画部 公園整備課 大規模公園担当

（担当：佐枝、岩下、石井）

所在地 〒350-8601 川越市元町 1-3-1

電話 049-224-8811（内線 3236） 049-224-5965（直通）

メールアドレス [koenseibi@city.kawagoe.saitama.jp](mailto:koenseibi@city.kawagoe.saitama.jp)

ホームページ URL <http://www.city.kawagoe.saitama.jp/>

#### 4 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、川越市契約規則を遵守した上、次に掲げる条件を全て満たすものとします。なお、協力企業に一部の業務を再委託することは認めますが、複数の企業による共同参加は認めません。

- (1) 川越市競争入札参加者の資格等に関する規程に基づく平成 31・32 年度川越市競争入札参加資格者名簿に、建設工事に係る設計・調査・測量の業種として「土木設計」が記載されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 本業務委託の公募の日から業務委託契約締結の日までの間のいずれかの日においても、川越市建設工事等の契約に係る指名停止の措置要綱の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- (5) 川越市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく指名除外措置を受けていないこと。
- (6) 平成 21 年度から平成 30 年度までの間に、国または県指定史跡、名勝の公園整備に係る計画、設計の業務を元請（ただし共同企業体で実施した場合は代表者に限る。）として完了した実績があること。
- (7) 次に掲げるいずれかの資格等を有する者を、管理責任者として本業務に配置することができる者であること。

ア 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）の規定による建設部門「都市及び地方計画」に登録を受けている者

イ 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）の規定による総合技術管理部門「都市及び地方計画」に登録を受けている者

ウ R C C M の登録技術部門「造園」に登録を受けている者

エ 登録ランドスケープアーキテクト（RLA）の資格を有する者

オ 平成 21 年度から平成 30 年度までの間に、国または県指定史跡の公園整備に係る設計業務の管理技術者として業務を完了した実績を有する者

なお、参加にあたって、協力企業に一部を再委託することを可とし、当該協力企業は、複数の参加者の協力企業等となることを可とします。協力企業

等がある場合は、担当させる業務内容を様式 4 実施体制調書及び様式 5 担当者の資格等調書に記入してください。

## 5 選考スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（概要）は以下のとおりです。

| 内 容                   | 期 間 等  |
|-----------------------|--|
| 公募の開始                 | 令和元年 5 月 9 日（木）<br>市ホームページにて提出書類等のダウンロードができます。<br>書類等の直接配布は公園整備課にて同日より開始します（土日を<br>除く午前 9 時から午後 5 時まで）。  |
| 質問の受付                 | 令和元年 5 月 9 日（木）から令和元年 5 月 17 日（金）正午まで<br>メール送信後、公園整備課に送信確認の電話をしてください。<br>質問の回答は、令和元年 5 月 22 日（水）正午までにホームページ<br>にて公開します。  |
| 参加<br>申し込み            | 令和元年 5 月 9 日（木）から令和元年 5 月 28 日（火）午後 5 時まで<br>土日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（郵送の場合は必着）<br>参加資格の確認を行います。また、参加申請提出書類の提出者が 5<br>者を超える場合は、参加申請提出書類で予備審査を行い、5 者を選定<br>します。令和元年 5 月 31 日（金）までに確認の結果を電子メールで<br>通知します。 |
| 企画提案書<br>等の提出         | 参加確認結果通知後から令和元年年 6 月 13 日（木）まで<br>土日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（郵送の場合は必着）。   |
| プレゼン<br>テーション<br>（予定） | 令和元年 6 月下旬に企画提案のプレゼンテーションを予定していま<br>す。プレゼンテーションの時間等の詳細案内は、電子メールにて、企<br>画提案書等の提出を依頼する事業者に連絡いたします。<br>プレゼンテーションを実施しない場合もあります。  |
| 結果通知                  | 令和元年 6 月下旬に選考結果を電子メールにて通知する予定です。   |
| 契約締結                  | 令和元年 7 月上旬までに契約締結を予定しています。   |

## 6 参加申し込み

このプロポーザルに参加する意思がある者は、次のとおり参加申請に必要な書類（以下、参加申請提出書類）を提出してください。

### (1) 受付期間

令和元年5月9日（木）から令和元年5月28日（火）まで  
土日を除く午前9時から午後5時まで（郵送の場合は必着）

### (2) 参加申請提出書類

参加申請提出書類は次の表のとおりです。提出書類は日本工業規格によるA4判の規格によることとし、1- から 1- の書類については左綴じで作成してください。なお、1- から 1- の書類については、作成した事業者名を特定できる内容の記述はしないでください。

|    | 参加申請提出書類  | 部数  | 様式                 |
|----|-----------|-----|--------------------|
| 1- | 参加申込書     | 1部  | 様式1 代表者印を押印してください。 |
| 1- | 誓約書       | 1部  | 様式2 代表者印を押印してください。 |
| 1- | 業務経歴書     | 10部 | 様式3（体裁の変更は可能です。）   |
| 1- | 実施体制調書    | 10部 | 様式4（体裁の変更は可能です。）   |
| 1- | 担当者の資格等調書 | 10部 | 様式5（体裁の変更は可能です。）   |

### (3) 提出方法

「実施要領3担当課」あてに参加申請提出書類を持参又は郵送により提出してください。

### (4) 参加資格の確認等

参加申請提出書類を基に参加資格の確認を行います。また、参加申し込みが5者を超えた場合は、参加申請提出書類にて予備審査を行い、企画提案書の提出をお願いする事業者（以下、参加事業者）を5者程度選定します。

結果については、令和元年5月31日（金）までに参加申込みをしていたいただいた全ての事業者へ電子メールで通知します。

## 7 質問の受付

このプロポーザルに関する質問は次のとおり行います。

### (1) 受付期間

令和元年5月9日(木)から令和元年5月17日(金)正午まで

### (2) 提出方法

質問書(様式10)に必要事項を記入し、「実施要領3担当課」あてに電子メールで提出してください。電子メールの表題は「プロポーザル質問(事業者名)」としてください。メール送信後、「実施要領3担当課」に送信確認の電話をしてください。なお、電子メール以外での質問(電話での問い合わせ等)については回答いたしません。

### (3) 回答

質問の回答は、令和元年5月22日(水)正午までに、ホームページにて公開します。

## 8 企画提案書等の提出

参加事業者は、以下のとおり企画提案に必要な書類(以下、企画提案提出書類)を持参又は郵送により提出してください。なお、提案は1者につき1つの提案に限ります。

### (1) 提出期間

参加資格確認結果通知後から令和元年6月13日(木)まで  
土日祝日を除く午前9時から午後5時まで(郵送の場合は必着)

### (2) 企画提案提出書類

企画提案提出書類は次の表のとおりです。企画提案提出書類は日本工業規格によるA4判の規格によることとし、2-及び2-の書類についてはまとめて左綴じで作成してください。なお、2-及び2-の書類については、作成した事業者名を特定できる内容の記述はしないでください。

|    | 提出書類     | 部数  | 注意事項               |
|----|----------|-----|--------------------|
| 2- | 企画提案書届出書 | 1部  | 様式6 代表者印を押印してください。 |
| 2- | 企画提案書    | 10部 | 様式7(体裁の変更は可能です。)   |
| 2- | 業務工程表    | 10部 | 様式8(体裁の変更は可能です。)   |
| 2- | 見積書      | 1部  | 様式9(体裁の変更は可能です。)   |

## 9 審査方法

審査は、参加事業者の提案の内容に基づき川越市初雁公園基本設計業務委託公募型プロポーザル審査委員会で審査します。

### (1) 評価

評価は、企画提案を基に、別紙「評価基準表」により行います。評価の合計点が上位の者を契約予定事業者に決定し、次に得点の高かった者を、次点契約予定事業者として決定します。最高得点に同数があつた場合は、審査委員会が決定します。

なお、選考にあたり、審査委員会において最低基準を設けます。また、参加事業者が1者の場合も選考を行いますが、全ての参加事業者の提案が最低基準を満たさなかつた場合は、再度公募を行うものとします。

契約予定事業者が何らかの理由により契約を行えなかつた場合には、次点契約予定事業者を契約予定事業者とします。

### (2) プレゼンテーション（予定）

プレゼンテーション（ヒアリング）を行うことを予定しております。プレゼンテーションの実施は、令和元年6月下旬を予定しております。（場合によっては、プレゼンテーションを実施しない場合もあります。）

プレゼンテーションの実施の有無及び詳細は6・(4)参加確認等の電子メールと併せて通知します。

プレゼンテーションを実施する場合は、出席者は管理責任者となるものを含む3名以内とし、時間は20分以内で、その後質疑応答（10分程度）を行う予定です。

### (3) 選考結果

選考結果は、令和元年6月下旬（予定）に参加事業者電子メールで通知する予定です。

### (4) その他

ア プレゼンテーションでプロジェクター等が必要な場合は、「3. 担当課」に事前に連絡してください。電源、プロジェクター及びスクリーンについては市で用意しますが、パソコンについては各参加事業者にて用意してください。

イ 管理責任者として予定している者は出席してください。

ウ プレゼンテーションの場において、参加事業者名が特定可能な内容の表現（参加事業者名、参加事業者のロゴ、標語等の表示等）はしないでください。

エ 審査委員会での選考は非公開とします。

オ 選考結果に対する異議申立ては受理しません。

## 1 0 結果の公表

選考結果については、川越市ホームページで公表する予定です。

## 1 1 契約の締結

本業務の契約予定事業者に選定された者は、本市と協議の上、契約に必要な書類を揃え、速やかに契約を締結するものとします。

## 1 2 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が事業費限度額を越えている場合
- (5) プレゼンテーションを実施する場合に参加しなかった場合
- (6) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査委員会委員長が失格であると認めた場合

## 1 3 その他留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する費用は全て参加する事業者の負担とします。
- (2) 提出書類の提出後の修正又は変更は一切認めません。
- (3) 川越市と契約を締結する事業者は、予定した管理責任者等を配置するものとし、当該管理責任者等の交代については死亡、傷病、退職等のやむを得ない場合を除き、これを認めないものとします。
- (4) 川越市と契約を締結する事業者は、提出書類の「業務工程表（様式 8）」に記載する内容を基に川越市と協議を行い、決定したスケジュールに基づき業務を実施するものとし、川越市の許可なく業務工程の変更はできないものとします。
- (5) 提出書類の著作権は参加する事業者に帰属します。ただし、川越市がこの公募型プロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (6) 提出された書類は返却しません。
- (7) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、川越市情報公開条例（平成 8 年条例第 15 号）に基づき提出書類の公開について判断します。



- (8) 「参加申し込み」の後に辞退する場合は、辞退届（様式 11）を提出するものとします。